

# 塩尻市障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく 介護給付費等の支給決定基準

## 1 支給決定基準の策定の意義

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の介護給付費及び地域生活支援事業、児童福祉法の障害児通所支援給付の支給決定又は利用決定を公平かつ適正に行うために、支給又は利用の要否や支給量又は利用量の決定について、塩尻市障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付費等の支給決定基準（以下「支給決定基準」という。）を定めます。

ただし、支給決定基準は、あくまでも支給決定等を公平かつ適正に行うために定めるものであり、支給量等の上限を定めるものではありません。支給決定基準を適用するうえでは、障害のある人の自己実現をどのように支援していくのかという観点での支給決定等が重要となります。

### 【参考】

障害者総合支援法（抜粋）

（支給要否決定等）

第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

厚生労働省令で定める事項（勘案事項）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第12条

- ① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 介護を行う者の状況
- ③ 介護給付費等の受給の状況
- ④ 児童福祉法に規定する障害児通所支援又は指定入所支援の利用状況
- ⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥ 保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障害者（児）の利用意向の具体的内容

- ⑧ 障害者（児）が置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備状況

児童福祉法（抜粋）

（通所支給要否決定等）

第21条の5の7 市町村は、前条1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）第18条の10  
障害児通所にかかる勘案事項

- ① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害児の介護を行う者の状況
- ③ 障害児の保護者に関する障害児通所支援費の受給の状況
- ④ 障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- ⑤ 障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- ⑥ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用意向の具体的内容
- ⑧ 障害児の置かれている環境
- ⑨ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況

## 2 支給決定基準の活用

### (1) 市での支給決定の際の審査基準

市が介護給付費等の支給決定を行う際の行政手続法第5条に規定する審査基準として活用します。

### (2) 不服審査請求の際の審査基準

障害者総合支援法に基づき、障害者等が市の行った介護給付費等に係る処分不服がある場合は、その不服審査請求により県において設置した障害者介護給付費等不服審査会が、客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うことにより、その審査の際には、市の支給決定基準及び関係法令に照らして行われます。

## 3 支給決定基準の公表

策定した支給決定基準は、原則として一般に公表します。

#### 4 支給決定基準の適用

この支給決定基準の適用は、平成19年4月1日からとする。

改正

この支給決定基準は平成23年10月1日より適用する。

この支給決定基準は平成24年4月1日より適用する。

この支給決定基準は平成25年4月1日より適用する。

この支給決定基準は平成31年4月1日より適用する。

## 5 介護給付費及び障害児通所給付費の支給決定基準

### 5-1 居宅介護

(単位：時間／月)

障害支援区分		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
在宅の者	家事援助のみ	15	20	29	55	88	126	49
	身体介護のみ	8	10	14	27	43	62	24
日中活動を利用する場合	家事援助のみ	—	—	—	—	—	111	—
	身体介護のみ	—	—	—	—	—	54	—

※家族の中に健常者がいる場合は、原則として、家事援助は支給決定しません。ただし、必要性が高い場合は状況報告書を計画相談担当者から提出してもらい、係内で検討します。

※2人体制の場合は、支援時間に支援者の人数を乗じた支給量となります。

※障害児から居宅介護の申請があった場合、障がいの種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査を行った上で支給の可否及び支給量を決定します。

※共同生活援助対象者は、原則として、居宅介護の給付対象外となります。

<留意事項>

1 通院等介助（身体介護を伴う場合）は身体介護に含みます。

<対象者>下記のいずれにも該当する方

① 障害支援区分2以上に該当していること

② 障害支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つに認定されていること

(1) 「歩行」：「全面的な支援」

(2) 「移乗」：「見守り」「部分的な支援」「全面的な支援」

(3) 「移動」：「見守り」「部分的な支援」「全面的な支援」

(4) 「排尿」：「部分的な支援」「全面的な支援」

(5) 「排便」：「部分的な支援」「全面的な支援」

2 通院等介助（身体介護を伴わない場合）は家事援助に含みます。

3 「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」は障害支援区分認定調査によって決定される報酬算定上の区分であり、受けられる支援内容に差はありません。

4 家事援助と身体介護を合わせてサービスを受ける場合は、家事援助と身体介護の利用時間の割合によって按分した時間とします。

5 介護保険給付との調整については、介護保険サービスの利用優先を原則として、具体的な取り扱いは、事務処理要領（第2 支給決定事務、Ⅶ 支給決定、2 他法との給付調整）により行います。

## 5-2 行動援護

(単位：時間／月)

障害支援区分	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
在宅の者	37	50	66	86	47
グループホーム入居者	6				—
介護保険対象者(※)	22				—
日中活動を利用する場合	28	37	46	56	—

※介護保険では給付対象となっていない移動介護相当分等を算定します。

<対象者>

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

## 5-3 重度訪問介護

(単位：時間／月)

障害支援区分		区分4	区分5	区分6
在宅の者	4時間未満	144	180	256
	8時間未満	152	192	264
グループホーム入居者	4時間未満	20		
	8時間未満	21		
介護保険対象者	4時間未満	80		
	8時間未満	80		
日中活動を利用する場合	4時間未満	80	100	136
	8時間未満	80	104	144

<留意事項>

- 4時間未満と8時間未満を組み合わせる場合は、それぞれの利用時間の割合によって按分した時間とします。
- 著しく重度であると認められる場合は、区分及び1回あたりの利用時間に関わらず、係内で検討し、支給量を決定します。
- 障がい児で申請が合った場合、15歳以上で、児童福祉法第63条の3に規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合、障がい者とみなし、障がい者の手続きに沿って支給の要否を決定します。

## 5 - 4 同行援護

(単位：時間／月)

障害支援区分	区分なし	区分3	区分4
同行援護アセスメント基準対象障害者（児）	64	36	31

### <留意事項>

- 1 障害支援区分認定を必要としませんが、同行援護アセスメント調査票による基準を満たす（調査項目中「視力障害」、「視野障害」、及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上）必要があります。
- 2 居宅介護の通院介助及び移動支援事業（地域生活支援事業）との関係については、個別の状況により決定することとなります。なお、居宅における支援は同行援護利用の対象外です。
- 3 介護保険対象者であっても当該サービスを利用できます。
- 4 障がい児で同行援護の申請があった場合も同様に、同行援護アセスメント調査票による基準を満たす必要があります。また、障害支援区分3以上の支援の度合いに相当することが見込まれる場合、5領域11項目の調査を行った上で障害支援区分3の利用者を支援した場合の加算又は障害支援区分4以上の利用者を支援した場合の加算の可否を決定します。加算が認められる場合の支給量は、区分がある者と同等の範囲内で決定します。

## 5 - 5 重度障害者等包括支援

(単位：時間／月)

対象者	障害支援区分6
在宅の者	個々のケースを勘案し決定
介護保険対象者	

### <留意事項>

障がい児の場合、障がい者の認定調査項目と同様の80項目の調査及び四肢全ての麻痺等の有無の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象とすることが適当であるか否かの意見を聴取した上で支給の可否を判定します。なお、麻痺等の有無の確認については、身体障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等により確認します。

また、対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている必要はありません。

## 5-6 短期入所

(単位：日／月)

対象者	希望量	最大支給量
障害支援区分1～6 の者	7日未満	7日
	7日以上15日未満	希望する日数
	15日以上	14日
	15日以上	特例(※)

※「特例」の考え方

- ① 家族の急な疾病その他やむを得ない事由により、14日を超えた短期入所の必要性が生じた場合（家族の疾病に関する診断書その他の資料により、支給量の変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に復するものとします。）
- ② 利用調整に要する期間、その他施設入所が可能となるまでの期間、家族等の状況からやむを得ず短期入所による支援が必要であると市が認めた場合

<対象者>

- ① 障害支援区分が区分1以上である障がい者
- ② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上の該当する障がい児

<留意事項>

障がい児で、短期入所の申請があった場合、障がいの種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

【区分3】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上

【区分2】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上

【区分1】区分3又は2に該当しない児童で①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

## 5-7 児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

区分	希望量	最大支給量	算出根拠
児童発達 支援（医療 型含む）	1回／週	5日／月	1回×4.3週
	2回／週	9日／月	2回×4.3週
	3回以上／週	13日／月	3回×4.3週
特例(※)	4回以上／週	23日／月	2回×4.3週

放課後等 デイサー ビス	1回／週	5日／月	1回×4.3週
	2回／週	9日／月	2回×4.3週
	3回以上／週	13日／月	3回×4.3週
特例(※)	4回以上／週	23日／月	1月から8日を控除した日数
保育所等 訪問支援	1回／週	5日／月	1回×4.3週
	2回以上／週	9日／月	2回×4.3週

※「特例」の考え方

- ① 家族の急な疾病その他やむを得ない事由により、13日を超えた児童発達支援等の必要性が生じた場合（家族の疾病に関する診断書その他の資料により、支給量の変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に復するものとします。）
- ② 夏休みなどの長期休暇の時に限って、13日を超えた利用が必要な場合
- ③ 幼児の場合で、13日を超えた利用が必要な場合

## 5-8 支給量の調整

- 支給量の調整は、「居宅介護」「行動援護」「重度訪問介護」について、必要に応じて行います。
- 支給量調整の範囲は、支給決定基準に対して20%程度を目安とします。

### ① 介護者の状況による支給量の調整

ア ポイントは、調査項目（ア～オ）ごとに該当する項目の数値を乗じて算出します。

調査項目		選択肢	ポイント
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18歳以上 65歳未満	1
		18歳未満又は 65歳以上	0.8
		65歳以上で介護保険適用者	0.5
ウ	介護者の在宅時間	18時間以上	1.2
		12時間以上 18時間未満	1
		12時間未満	0.8
エ	介護者の健康状況	良好	1
		やや不良	0.8
		不良	0.5

オ	利用者以外の同居障害者等（乳幼児を含む）	あり	0.5
		なし	1

イ サービスに係る支給量の調整率

アにより算出されたポイントに基づき、次のA～Cの区分により支給量に対して調整を行います。

区分	算定ポイント	調整率	家事・介護能力の判定
A	0.48未満	支給量×1.2	障害者単身世帯又は介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力にかけるもの
B	0.48以上1未満	支給量×1	介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力にかけるもの
C	1以上	支給量×0.8	介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

※ 上記の範囲内で、その状況に応じて調整を行います。

②受給者本人の状況による支給量の調整

ア 危険な行為

頻度	常に注意が必要	頻繁にある	時々ある
加算率	支給量に13%加算	支給量に10%加算	支給量に5%加算

※ 上記の範囲内で、その状況に応じて必要量を加算します。

イ 身体的状況

身体が大きく、介護者が複数必要な場合は、支給量の2倍の範囲内で決定します。

③一時的に基準支給量を超える場合の調整

介護者の病気等による入院等のため、支給量が一時的に不足する場合など支援の必要性があると認められた場合は、地域生活関連の調査項目等を勘案した上で、基準支給量を超えて必要量を支給決定することができます。

この場合の支給決定は、原則2ヶ月を越えない期間とします。

**5-9 非定型の支給決定**

支給決定基準5-1から5-4に基づき、基本部分、加算部分から算定した支給量

と利用者の利用意向等を踏まえたサービス等利用計画との間に大きな差があり、市においてその支給決定量が必要であると判断した場合は、その必要な支給決定量を検討して加減算を行い、支給決定します。必要な場合は、広域審査会の意見を求めます。

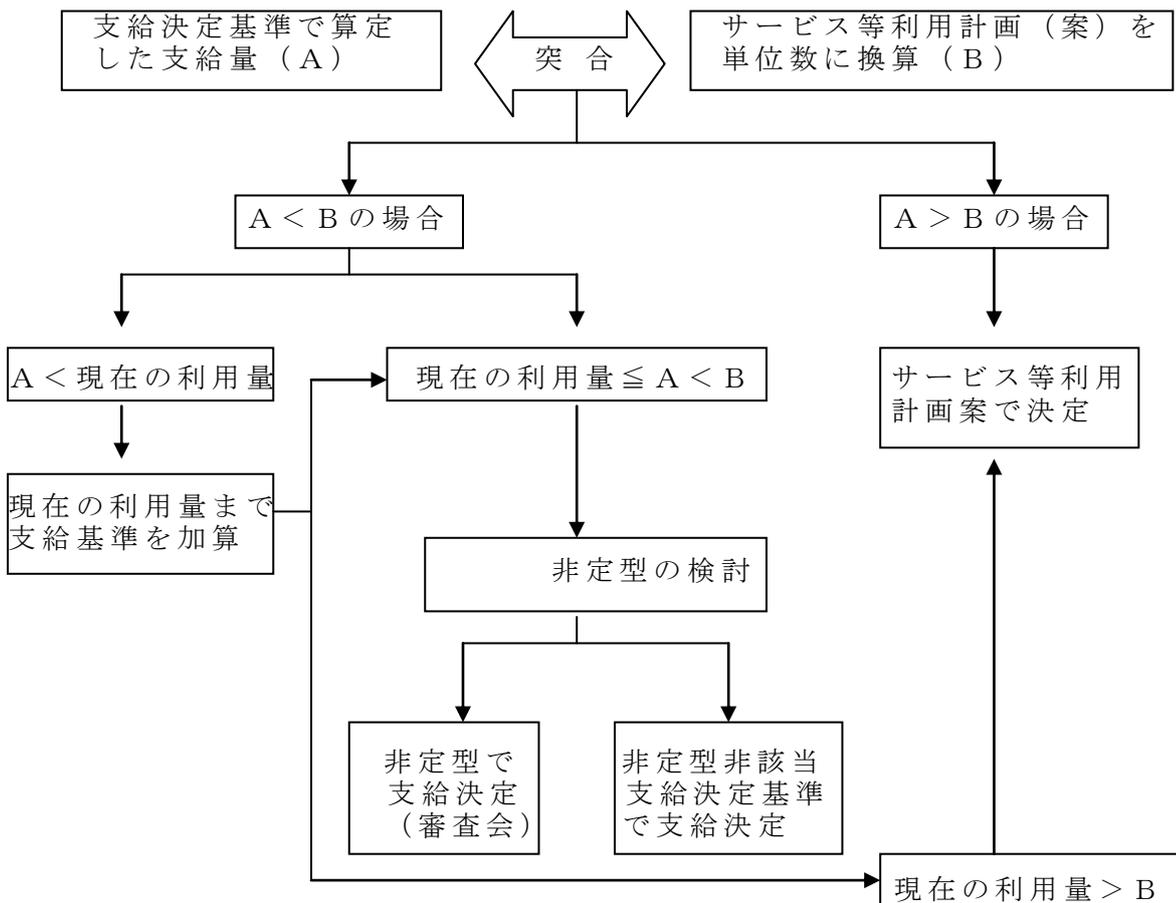
(1) 考慮すべき内容

- ① 利用者のサービス利用意向
- ② ①を勘案したうえで作成したサービス等利用計画案
- ③ 個々の障害者の特別な事情

(2) 検討すべき内容

- ① 当該障害者がどのような生活を望んでいるか。
- ② その生活を保障するためには、どのような支援が必要か。
- ③ そのサービス等利用計画には、本人の意見が十分反映されているか。

6 支給決定量の検討



## 7 地域生活支援事業の利用決定基準

### 7-1 移動支援事業

利用時間は次のとおりとし、本人から希望を聴取するなかで、必要な利用時間を決定します。

最大利用量
50時間／月

### 7-2 日中一時支援事業

利用日数は次のとおりとし、本人から希望を聴取するなかで、必要な利用日数を決定します。

最大利用量
23日／月 ※1月から8日を控除した日数

<留意事項>

- ① 児童発達支援、放課後等デイサービスと併用して利用する場合は、併せて最大23日／月以内とします。
- ② 短期入所と併用して利用する場合は、併せて最大31日／月以内とします。

### 7-3 タイムケア事業

利用時間は次のとおりです。

最大利用量
30時間／月または360時間／年

### 7-4 地域活動支援センター事業

利用回数は次のとおりとし、本人から希望を聴取するなかで、必要な利用回数を決定します。

希望量	最大利用量	算出根拠
4回以内／週	18日／月	4回×4.3週
5回以上／週	23日／月	1月から8日を控除した日数

<留意事項>

- ① 障害福祉サービスの日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と地域活動支援センター事業を併用して利用する場合の考え方は、次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援</li> </ul>	+	地域活動支援 センター事業	≤	月の日数－8日
--	---	------------------	---	---------

## 7-5 訪問入浴サービス事業

利用決定回数は次のとおりとし、本人から希望を聴取するなかで、必要な利用回数を決定します。

最大利用量	算出根拠
12回／月	2回×4.3週+3回（※調整回数）

※調整回数の考え方

夏季において、入浴希望回数が増えることを想定して設定したもの

<留意事項>

- ①障害福祉サービスの生活介護や地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を利用する中で入浴を行う場合は、生活介護等による入浴を優先させ、それらと併せて12回／月を超えない範囲で決定します。

【参考資料】

1 国庫負担基準額（数値単位：単位）

(1) 在宅で生活する者

① 居宅介護利用者

区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
2,930	3,790	5,580	10,480	16,780	24,150	9,420

② 行動援護利用者

区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
14,790	19,930	26,500	34,440	18,820

③ 同行援護利用者

区分に関わらず
12,730

④ 重度訪問介護利用者

区分 3 ※	区分 4	区分 5	区分 6
21,500	26,920	33,740	48,110

※区分 3 は経過規定

⑤ 重度障害者等包括支援利用者

区分 6	85,750
------	--------

⑥ 重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分 6	69,830
------	--------

(2) 介護保険対象者

① 行動援護利用者

区分3	区分4	区分5	区分6
14,790	19,930	26,500	34,440

① 同行援護利用者

区分に関わらず
12,730

② 重度訪問介護利用者

区分4～区分6	16,020
---------	--------

③ 重度障害者等包括支援利用者

区分6	58,480
-----	--------

④ 重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分6	42,560
-----	--------

(3) 日中活動系サービス利用者

① 居宅介護利用者

区分6	21,260
-----	--------

② 行動援護利用者

区分3	区分4	区分5	区分6
11,290	14,690	18,660	22,490

障害児
18,820

③ 重度訪問介護利用者

区分3	区分4	区分5	区分6	区分5、6の介護保険利用者
11,690	15,100	19,350	26,720	22,490

(4) 共同生活援助（グループホーム）入居の場合

① 行動援護利用者

区分3～区分6	2,440
---------	-------

② 重度訪問介護利用者

右以外	介護保険利用者	区分4	区分5	区分6
3,960	3,960	8,060	10,340	16,370

2 報酬単価

サービス名 利用時間	居宅介護		行動援護	重度訪問介護（～1時間未満）			重度障害者等包括支援
	家事援助	身体介護		著しく重度の者	区分6	その他	
～1時間未満	191	392	402	211	199	184	

サービス名 利用時間	同行援護		同行援護（平成30年4月以降決定）	
	身体伴う	身体伴わない	区分3	区分4
～1時間未満	406	200	349	407